

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 3年 4月14日	第98号
	発行所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋 市 役 所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長務局行政部法制課長 発行人	

目 次	ページ
<b>条 例</b>	
○ 名古屋市瑞穂公園条例の一部を改正する条例 (ス市・スポーツ施設室) (第36号)	3
<b>告 示</b>	
○ 事後調査結果中間報告書(工事中)について (環境・地域環境対策課) (第229号)	5
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部 改正について (緑土・緑地管理課) (第230号)	7
○ 地方自治法により専決処分した予算の要領 (財政・財政課) (第231号)	9
○ 名古屋市泰明町土地区画整理事業の施行認可 (住都・市街地整備課) (第232号)	12
<b>選 挙 管 理 委 員 会 告 示</b>	
○ 補欠選挙の事由発生について (第3号)	14
<b>教 育 委 員 会 告 示</b>	
○ 教育委員会定例会の開催について (第6号)	15
<b>公 告</b>	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告 (経済・地域商業課)	16
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告 (経済・地域商業課)	18

## 条 例 の あ ら ま し

### ○ 名古屋市瑞穂公園条例の一部を改正する条例（第36号）

#### 1 改正内容

瑞穂公園体育館の第3競技場に一部専用区分を追加します。（別表第1関係）

#### 2 施行期日

(1) 令和3年6月26日（以下「施行日」という。）から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

(2) 利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及び許可の申請その他の行為は、施行日前においても行うことができること等の経過措置を定めます。

名古屋市瑞穂公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年4月8日

名古屋市長 河 村 たかし

### 名古屋市条例第36号

#### 名古屋市瑞穂公園条例の一部を改正する条例

名古屋市瑞穂公園条例（昭和59年名古屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1専用使用（体育館に限る。）の表第3競技場の項中

「

2分の1を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	1,750円	1,750円	1,750円	2,600円	
	その他の場合	8,750円	8,750円	8,750円	13,000円	

を

」

「

2分の1を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	1,750円	1,750円	1,750円	2,600円	
	その他の場合	8,750円	8,750円	8,750円	13,000円	
一部を専用する場合	卓球（コート1面につき）	500円	500円	500円	600円	

に改める。

」

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月26日（以下「施行日」という。）から施行する。  
ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の名古屋市瑞穂公園条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。
- 3 新条例の規定に基づく許可の申請その他体育館の第3競技場を使用するために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

名古屋市告示第229号

事後調査結果中間報告書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第2項の規定に基づき、事業者から空見スラッジリサイクルセンター建設事業に係る事後調査結果中間報告書（工事中）（その3）（以下「事後調査結果中間報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査結果中間報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和3年4月8日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名古屋市上下水道局  
名古屋市上下水道局長 飯田貢  
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
- 2 対象事業の名称及び種類  
空見スラッジリサイクルセンター建設事業  
下水道終末処理場の建設
- 3 対象事業の実施予定地  
名古屋市港区空見町1番地の5
- 4 事後調査結果中間報告書の提出年月日  
令和3年3月26日（金）
- 5 事後調査結果中間報告書の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 縦覧場所
    - ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策

課」という。)

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号  
港区役所

ウ 名古屋市中区栄一丁目23番13号  
名古屋市環境学習センター (以下「環境学習センター」という。)  
(伏見ライフプラザ13階)

(2) 縦覧期間

令和3年4月8日(木)から同月22日(木)まで。ただし、地域環境対策課及び港区役所にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課及び港区役所  
午前8時45分から午後5時15分まで

イ 環境学習センター  
午前9時30分から午後5時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 230号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正  
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 3年 4月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

西の原公園	守山区大字下志段味字池田、字上東禅寺、字北荒田、字下東禅寺、字西島、字西ノ原	図面守山 117 の区域	令和 3年 3 月31日
-------	--	-----------------	-----------------

」

を

「

西の原公園	守山区大字下志段味字池田、字上東禅寺、字北荒田、字下東禅寺、字西島、字西ノ原	図面守山 117 の区域	令和 3年 3 月31日
葉山西公園	守山区大字上志段味字東谷	図面守山 118 の区域	令和 3年 4 月 9日

」

に改めます。

附 則

この告示は、令和 3年 4月 9日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第231号

地方自治法により専決処分した予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和3年4月2日専決処分をした予算の要領を次のとおり公表します。

令和3年4月8日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 令和3年度名古屋市一般会計補正予算（第2号）

名古屋市財政局財政部財政課

## 令和3年度名古屋市一般会計補正予算（第2号）

令和3年度名古屋市一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,645,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,321,150,919千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
9 国庫支出金		226,648,444	1,645,000	228,293,444
	2 補助金	30,479,275	1,645,000	32,124,275
歳入	合計	1,319,505,919	1,645,000	1,321,150,919

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
4 子ども青少年費		164,979,671	1,645,000	166,624,671
	1 子ども青少年費	164,979,671	1,645,000	166,624,671
歳出	合計	1,319,505,919	1,645,000	1,321,150,919

名古屋市告示第 232号

名古屋市泰明町土地区画整理事業の施行認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 4条第 1項の規定により、次の土地区画整理事業の施行について認可しました。

令和 3年 4月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施行者の住所及び氏名

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 2号

愛知県 代表者 愛知県知事 大村 秀章

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市 代表者 名古屋市長 河村 たかし

2 事業施行期間

令和 3年 4月 9日から令和13年 3月31日まで

3 施行地区

名古屋市港区泰明町 1丁目及び 3丁目並びに川西通 3丁目及び 4丁目の各一部

4 土地区画整理事業の名称

名古屋市泰明町土地区画整理事業

5 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 2号（主たる事務所）

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

6 施行認可の年月日

令和 3年 4月 9日

7 事業年度

毎年 4月 1日から翌年 3月31日まで

## 8 公告の方法

施行者の事務所及び名古屋市港区役所の掲示場に掲示する。

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市選挙管理委員会告示第3号

補欠選挙の事由発生について

名古屋市議会議員南区選挙区において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項の規定に基づく補欠選挙を行うべき事由が生じた。

令和3年4月8日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市教育委員会告示第6号

教育委員会定例会の開催について

令和3年4月15日午後3時30分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和3年4月9日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

令和4年度使用教科用図書採択基本方針について  
名古屋市いじめ対策検討会議委員の委嘱について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年4月7日

名古屋市長 河村 たかし

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリパワー名古屋竜泉寺北店

名古屋市守山区桔梗平一丁目 102番 ほか 3筆

### 2 変更しようとする事項

#### (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
7,720平方メートル	9,094平方メートル

#### (2) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	収容台数	
	変更前	変更後
1階平面駐車場①	310台	167台
2階平面駐車場②	169台	132台
計	479台	299台

駐車場の位置については縦覧によります。

#### (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
㈱コメリ	午前 9時00分 (A棟 2階は 午前 7時00分)	午前 9時00分 (A棟 2階は 午前 6時30分)	午後 9時00分	変更なし

3 変更の日

令和 3年11月24日

4 変更しようとする理由

駐車場の利用実績に応じた駐車場運営とするとともに、大規模小売店舗の店舗面積を増加し、来店客の利便性の向上を図るため。

5 届出の日

令和 3年 3月23日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）  
守山区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 4月 7日から同年 8月 9日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 8月 9日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 4項により同法第 6条第 2項の規定による届出とみなし次のとおり公告します。

令和 3年 4月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ中村店

名古屋市中村区大門町27番地 ほか10筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻		閉店時刻	
変更前	変更後	変更前	変更後
午前10時00分	午前 9時00分	午後 8時00分	午後 9時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
駐車場①	午前 9時30分から 午後 8時30分まで	午前 8時30分から 午後 9時30分まで
駐車場②		
駐車場③		
駐車場④		
駐車場⑤		

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯	
	変更前	変更後
荷さばき施設①	午前 6時00分から 午後 8時00分まで	午前 6時00分から 午後 9時00分まで
荷さばき施設②	午前 6時00分から 午前 8時45分まで	変更なし

3 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
ユニー(株)	代表取締役 関口 憲司	愛知県稲沢市天池五反田町 1番地

(2) 小売業者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
ユニー(株)	代表取締役 関口 憲司	愛知県稲沢市天池五反田町 1番地
(株)Y・space	代表取締役 渡辺 肇	東京都千代田区神田駿河台四丁目 3番地
(株)セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地
鈴木 貞夫	—	名古屋市中村区寿町35番地
(有)近田屋	代表取締役 廣村 昌弘	名古屋市中村区西島町13番24号
(株)澤屋	代表取締役 飯田 崇比古	愛知県海部郡蟹江町須成西五本田 2148番地 2

4 大規模小売店舗の変更をする日

令和 3年 5月 1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

7,052平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

366台

(2) 駐輪場の収容台数

314台

(3) 荷さばき施設の面積

137平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

75.8立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
上記2(1)で既述
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
上記2(2)で既述
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
3箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
上記2(3)で既述

8 届出の日

令和 3年 3月23日

9 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）  
中村区役所情報コーナー

10 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 4月 7日から同年 8月 9日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 11 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 4月 9日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課